

市内居宅介護支援事業者 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長 平尾 光伸

横浜市指定居宅介護支援の基準に関する条例について（通知）

令和 6 年 1 月 25 日に介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 38 号。以下「省令」という。）が一部改正されたため、本市では「横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例」（平成 26 年 9 月横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）を一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日に施行予定です。条例は基本的に省令に準じますが、独自の基準を定めています。今回の条例改正に伴い、『条例における独自基準』について項目を追加したため、従来定めていた内容を含め、改めて次のとおり通知します。

なお、本通知に記載のないものについては、省令によって運営上の解釈とします。

1 連携先の追加

（条例 第 3 条第 4 項）

指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）は、省令で定めるほかに、指定居宅サービス等事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等と連携に努めなければならないこととします。地域包括ケアを推進する上で、これらとの連携が必要不可欠なためです。なお、「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者」とは、例えば地域のボランティア団体、老人クラブなどが挙げられます。

2 暴力団の排除等

（条例 第 4 条）

法第 79 条第 2 項第 1 号の条例で定めるものは法人とし、申請者が法人でない場合は指定を行わないこととします。

また、申請者は、横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならないものとしました。これは、横浜市暴力団排除条例の趣旨を再確認し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とするものです。

3 サービス提供開始時の文書による同意

(条例 第7条第1項)

省令では、サービス提供の開始にあたって、利用申込者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例においては文書により同意を得ることとしています。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

4 介護報酬以外の利用料徴収に関する文書による同意

(条例 第13条第3項)

省令では、介護報酬以外の利用料徴収にあたって、利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとしています。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

5 利用者に対する身体拘束の説明（新）

(条例 第16条第2号の4及び同号の5)

身体的拘束等を行う場合には、利用者又は家族の理解を得ることが重要であるため、記録のみならず、利用者又はその家族に、身体拘束等の態様等を事前(やむを得ない場合は事後)に説明することとしたものです。

なお、厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」でも、拘束の内容、理由、期間等を事前に説明することの必要性が明記されています。

6 衛生管理

(条例 第24条第2項)

居宅介護支援は利用者宅に訪問し提供されることから、条例において事業者が事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならないと新たに規定します。

7 一部の記録の保存年限の変更

(条例 第32条)

省令では、記録の整備については、その完結の日から2年としています。条例は「従業者の勤務体制についての記録」「介護報酬の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し」「居宅介護支援台帳」「指定居宅サービス等事業者との連絡調整に関する記録」の4つについては、その完結の日から5年としました。これらの記録が介護報酬の請求に係るものであり、事業者が行った不適正な報酬請求について市が返還請求を行う場合、その時効が5年であるためです。

担当 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部
介護事業指導課運営支援係
電子メール kf-kjkyotaku@city.yokohama.jp